

令和3年（2021年）2月24日

豊中市総務部契約検査課

建設工事総合評価一般競争入札（特別簡易型）の評価項目の加点対象について

現在実施しております建設工事総合評価入札（特別簡易型）の評価項目の一つである【本市が指定した期間における緊急工事等への協力度】の項目の取扱いについて、以下のとおりとしますのでお知らせします。

記

1.（市内総合様式6）における注釈において、土木工事以外の業種は加点対象にならないと表記していましたが、電気工事において、本市の協力依頼に基づき街路灯や市内各公園の緊急工事、緊急修繕に協力していただいております事業者様についても加点の対象となります。

※市内総合様式6について表記内容を修正し差し替えさせていただいております。差替え前の書類で提出された場合においても有効とし、この項目について加点対象の事業者であれば加点させていただきます。

2. 公告日から過去1年以内に含まれる日（期間）に担当する可能性があった事業者は加点の対象となります。令和3年2月4日に公告した案件の場合、土木工事であれば令和2年5月1日から令和3年1月11日までの期間を指定させていただいているため、令和2年度年末年始等の指定期間分担表に、電気工事であれば毎年度4月から3月までを指定期間とさせていただいているため、令和元年度又は令和2年度街路灯や市内各公園の緊急工事・緊急修繕担当業者ローテーション表に入っている事業者であれば3点加点の対象になります。（該当する期間において依頼に基づき緊急対応したことが確認できれば4点加点になります。）

以上